

生駒市規則第10号

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月10日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則（平成24年6月生駒市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第4に規定する」を「別表第3に規定する」に改める。

別表第4中「410円」を「420円」に、「1,030円」を「1,050円」に改める。

第2条 生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第4卓球台（ネット及びサポートを含む。）の項中「210円」を「160円」に改め、同表中卓球用ボールスタンドの項を削り、綱引き用具の項の次に次のように加える。

レスリングマット	1式210円
ミスト付扇風機	1式100円

別表第4に次のように加える。

夜間照明	生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド、生駒市総合公園グラウンド、生駒市井出山グラウンド	30分につき全点灯 2,520円 30分につき5割点灯 1,260円
	イモ山公園グラウンド、生駒市健民グラウンド	30分につき全点灯 1,260円 30分につき5割点灯 630円
	生駒市小平尾南少年グラ	30分につき 310円

ウンド	
生駒市北大和野球場	30分につき全点灯 2, 100円 30分につき5割点灯 1, 050円
生駒市総合公園テニスコート、生駒山麓公園テニスコート、むかいやま公園テニスコート	1コート30分につき 200円

別表第4備考第3項を同表備考第4項とし、同表備考第2項中「シャワー」を「ミスト付扇風機、シャワー及び夜間照明」に改め、同項を同表備考第3項とし、同表備考第1項の次に次の1項を加える。

- 2 夜間照明を使用する場合において、使用の単位時間に端数が生じたときは、30分とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中第4条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次項の規定 令和元年10月1日
- (3) 第2条の規定及び附則第3項の規定 令和2年4月1日

(経過措置)

- 2 第1条の規定（第4条の改正規定を除く。）による改正後の生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則別表第4の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料等（生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則第1条に規定する使用料等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則

別表第4の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料等について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。